

令和2年度 いじめ防止基本方針

東近江市立市原小学校

1 基本的な理念と姿勢

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（平成25年いじめ防止対策推進法 定義第二条）

上記の考えのもと、「いじめは、どの子にもどの学級にも起こりうる。だれもが被害者にも加害者にもなりうる。」という事実、いじめを受けた児童の教育権を著しく侵害し、その心身の人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるという考えのもと、全職員がその撲滅に向けて取り組むことを基本とする。

本校の教職員は、日常生活の様々な場所や時間で子どもの状況を把握したことがらは、軽微に捉えずに将来深刻ないじめになる可能性があるとして予測して情報を共有し合う。一見、じゃれあいやふざけあいに見えるところでも、教職員の気付かないうちにいじめに発展してしまうことがある。この程度ならたいしたことはないと考えず、子どもの変化を見逃さないように全職員が情報を共有し、早期発見・対応し、いじめを醸成しない学校づくりに努める。さらに、子どもの指導を計画的に実施して、いじめの撲滅に傾注する。

2 いじめ未然防止のための手立て

○自己肯定感を高める指導

- ・よいこと見つけ等の活動を取り入れ、子どもをプラス評価する場面を増やす。
（学級活動・人権集会・お誕生日集会等）
- ・学級内で個々に仕事を任せ評価することで、集団への所属感を味わわせる。ほめる指導を基本にし、叱った場合は必ずその子どものその後の変容を見届け評価する。
（学級活動・学校行事等）

○全職員での情報交流会

- ・1ヶ月に一度、いじめ問題を含めた生徒指導全般について、全職員での情報交換を実施する。

○人権教育

- ・人権教育年間指導計画に基づき、いじめをしない、生まない学級づくりのために学級会を開き、児童会を中心に子どもの健全な生活意識を育てる集会を開催する。
- ・学期の人権集会では、全校児童に人権について考える場を工夫設定する。

○学級内の人間関係の分析

- ・学級の今の状況を多面的に捉え、よりよい仲間作りができるよう、構成的エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング、PA（プロジェクトアドベンチャー）による学級集団作りに取り組む。

3 いじめ早期発見のための手立て

○児童理解と観察

- ・朝の学級活動で、いつもと様子が違ったりふさぎ込んでいたりしている児童がいないかなどに気をつけて、子どもの表情・態度をよく観察し、必要に応じて当該児童の話をよく聴く。（朝の会）
- ・3日以上欠席や理由の不明確な欠席に対しては、家庭訪問を実施し、いじめの疑いがないかどうかを確かめる。
- ・休み時間に1人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな子どもを全校組織でよく観察する。（中休み・昼休み・放課後活動）
- ・日記等を活用して、子どもの思いや悩みの把握に日々努め、子どもとの交流を図る。

○いじめ防止一日重点観察日

- ・毎月15日を「いじめ防止一日重点観察日」とし、気がかりな子どもを中心に全校児童の様子を、全職員で観察指導をする。

○アンケートと個人面談

- ・学期に1回、「いじめ防止アンケート」を実施し、それを資料として、子ども全員の個別面談を行う。

4 いじめが発見された場合の対応

○初期の対応

いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員は、生徒指導主任（いじめ対策主任）及び教頭に報告する。生徒指導主任は、いじめ防止対策委員会を招集し、当該児童等の情報を提供するとともに、校長から今後の対応についての指示を受けて対応を早急に計画的・組織的に取り組む。

○いじめ防止対策委員会の協議

いじめ防止対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の詳細を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。教頭は、いじめにおける一報を市教委に届ける。生徒指導主任は、報告書をまとめ、教頭に事実経過及び今後の対応、並びに必要なときは、市教委への報告書をまとめ、教頭に提出する。

○実態把握・解消に向けての対応

- ・委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、生徒指導主任を中心にして実態把握・解消に向けて、学年・学校で組織的に対応する。
- ・解決には子どもたちがそうしてしまった背景や、子どもたちがかかえるストレスを取り除いていく必要がある。いじめの解決には家庭の協力が不可欠であることを伝え、理解を求める。
 - （1）家庭での子どもの様子に気がかりなことがあれば、すぐに報告することを確認する。
 - （2）いじめに発展しそうな事案があった場合は、双方の家庭に連絡する。家庭でも子どもから話を聞き、学校と協力して指導を行うことを確認する。

○事後の支援

- ・被害児童についても加害児童についても、指導以後の様子を継続観察したり、面談したりして、保護者と共にいじめが解消しているか確認する。

5 いじめ防止に関わる学校内の組織

○いじめ防止対策委員会の設置

- ・いじめ防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

〈構成員〉

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭（保健主事）
関係教員、学校評議員、スクールカウンセラー（永源寺中学校）

〈役割〉

- ①いじめ防止等の取組の年間計画を作成する。
- ②いじめ防止等の取組についてすべての教職員間で共通理解を図る。
- ③いじめ防止等の取組の実施、進捗状況の確認を行う。
- ④いじめの疑いや児童の問題行動などに関する情報の収集と記録、共有を行う。
- ⑤いじめの疑いに関する情報があった時には緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有を図り、教職員や関係のある児童等への事実関係の聴取、児童に対する支援・指導の体制・対応方針を決める。
- ⑥いじめとして対応すべき事案か否かの判断を行う。
- ⑦重大事態に係る調査の母体となり、調査を行う。

6 その他

○月初めに前月のいじめの報告書を市教育委員会に提出する。

《資料》 いじめ防止対策委員会（生徒指導委員会）の年間取組計画

「いじめ防止対策委員会」の取組 その他、全職員等での取組		
1 学期	【4月】いじめの未然防止への取組内容の検討 【4月】望ましい集団づくりのための取組内容の検討 【4月】いじめ等問題行動に対する学校指針の確認及び検討 【5月】教育相談の取組内容の検討 【6月】人権週間の取組内容の検討 【7月】1 学期の取組の反省と2 学期以降の取組の検討	【4月】関係機関の担当者の把握 【4月】学校のいじめ等問題行動に対する方針の保護者への説明・啓発（PTA総会時） 【6月】教育相談後の情報交換（研修会） 【6月】人権集会の実施（学級会）
2 学期	【9月】教育相談の取組内容の検討 【10月】人権週間の取組内容の検討 【12月】2 学期の取組の反省と3 学期以降の取組の検討	【9月】夏休み中の子どもの様子について情報交換（職員会議） 【10月】教育相談後の情報交換（研修会）
3 学期	【1月】教育相談の取組内容の検討 【2月】3 学期の取組の反省と来年度の取組の検討	【1月】冬休み中の子どもの様子について情報交換（職員会議） 【2月】教育相談後の情報交換（研修会）
定期的取組		・毎月の職員会議で子どもについての情報交換（特に気にかかる子どもを観察した結果を報告） ・子どもの健康観察及び一日の振り返り（毎日、朝の会・帰りの会） ・学校生活向上のための話し合い（学級活動）

※新型コロナウイルスに伴う臨時休校により年間取組計画の一部が変更される場合があります。